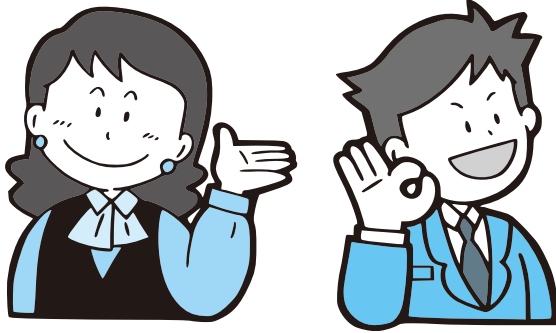


税金

国民健康保険税第1期の納付
7月31日(金)までに

国民健康保険税第1期分の納期限は、7月31日(金)です。納期限を過ぎると、その日数に応じて延滞金が増加されますので、お忘れのないように金融機関・コンビニエンスストアなどで納付してください。

問い合わせ／吉備庁舎税務課
金屋庁舎やすらぎ福祉課
清水行政局住民福祉室



国民健康保険税の
賦課(ふか)限度額について

平成27年度から税制改正に伴い、国民健康保険税の医療分、後期高齢者支援金分および介護納付金分の賦課限度額が変更になりました。

医療分の賦課限度額が51万円から52万円、支援金分の賦課限度額が16万円から17万円、介護分の賦課限度額が14万円から16万円にそれぞれ引き上げられます。

問い合わせ／吉備庁舎税務課

	平成26年度	平成27年度
医療分	51万円	52万円
支援金分	16万円	17万円
介護分	14万円	16万円
合計	81万円	85万円

国民健康保険税の
軽減措置について

平成27年度から低所得者に対する軽減措置の拡大のため、2割・5割軽減の判定基準所得が変更になりました。

国民健康保険税の軽減を受けることができる世帯の所得基準額は、次の計算方法となります。

※特定同一世帯所属者とは、国保から後期高齢者医療制度へ移行された方で、後期高齢者医療の被保険者となった後も、世帯主が変わらず、同一の世帯に属する方をいいます。

国保の納税義務者、世帯に属する被保険者、および特定同一世帯所属者の総所得金額などの合計が、表の計算方法により算出された基準額を下回れば、課税する均等割・平等割が該当する割合の軽減を受けることができます。

軽減については申請の必要はありませんが、原則的に世帯の対象者全員の方の所得申告などがされていないと軽減判定ができません。未申告者が1人でもいれば軽減を受けることができません。収入の有無にかかわらず所得申告が必要となります。

問い合わせ／吉備庁舎税務課

軽減割合	軽減判定基準額
2割	◎総所得金額の合計が 33万円+ (国保被保険者数+特定同一世帯所属者数) × 47万円 以下
5割	◎総所得金額の合計が 33万円+ (国保被保険者数+特定同一世帯所属者数) × 26万円 以下
7割	◎総所得金額の合計が 33万円 以下